



## 過労死等防止対策推進法 (IRSME14007)

平成 26 年 9 月 8 日 神村美紗

平成 26 年 6 月 20 日に「過労死等防止対策推進法」が成立した。勤労感謝の日がある 11 月を「過労死等防止啓発月間」と定め、今年の 11 月から施行される。この法律の目的は、「過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与すること。」と定められている。そして、この目的のもと、国や地方公共団体、事業主、そして国民の責務を定めている。

### ■ 労働災害について

厚生労働省が発表した平成 25 年度の「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」によると、平成 25 年度の精神障害による労災補償請求件数は過去最高の 1,409 件にのぼり、脳・心臓疾患とあわせると 1 年で 2,193 件となった。

参考までに業種別の内訳を下記の表をまとめた。

体調に支障をきたし、労災を請求した件数が最も多かった業種は道路貨物運送業であり、長時間の拘束と体に負担のかかる労働環境が原因であると考えられる。また、精神障害による労災請求が最も多かった業種は福祉・介護事業であり、過酷な労働に加え、精神的負担が大きい事も推測できる。

脳・心臓疾患の 請求件数		精神障害の 請求件数		
1	道路貨物運送業	124	社会福祉・介護事業	119
2	総合工事業	56	医療業	96
3	その他の事業サービス業	47	道路貨物運送業	73
4	道路旅客運送業	42	情報サービス業	56
5	識別工事業	37	その他の小売業	53
6	設備工事業	29	その他の事業サービス業	51
7	飲食店	26	飲食店	44
8	その他の小売業	24	輸送用機械器具製造業	42
9	社会福祉・介護事業	23	食品製造業	41
10	各種商品小売業	18	総合工事業	39

厚生労働省「平成 25 年度 脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」

平成 26 年 9 月 8 日

(IRSME14007) 過労死等防止対策推進法について

## ■ 労働時間の上限

では、労働時間の上限は何時間なのだろうか。実はこの新しい法律には、労働時間の上限は定められていない。そもそも労働基準法では、1 日 8 時間、1 週間 40 時間が法定労働時間と定められているが、特別な労使協定を結ぶことで法定外労働時間（いわゆる残業）を 1 ヶ月で 45 時間、1 年で 360 時間までさせることができる。また、この労使協定に特別条項をもうけることで 1 ヶ月 55 時間、1 年で 600 時間を限度に延長することも可能だ。つまり、残業代をきちんと支払ってさえいけば、年 600 時間までは労働基準法の範囲で問題なく残業させることが許されているのである。加えて実際の運用上では、仮に労使協定の範囲を超えていても、時間分の残業代が支払われていけば、過労死などの問題が起きない限り咎められにくいという実情がある。

## ■ 労働時間ではない労働

主に会社でしか業務ができない製造業や建設業、介護、運送業などとは別に、営業のようにパソコンや電話さえあればどこでも仕事ができるという職種に発生しがちなのが、**自宅での労働**である。「労働時間」とは会社の指揮命令下におかれていることが原則となるため、労働者が自分の意志で仕事を持ち帰っている分は労働時間にはならない。本来、通常の労働時間内で処理することができない業務量が与えられ、自宅で業務を行っていることを把握している場合には労働時間として扱わなければならないが、実際はただ黙認されている場合がほとんどである。会社側からは「もっと効率よくやれば時間内に終わる仕事だ」「管理職には残業代を支払わなくてもよい」などの意見を聞くことが多いが、本来は会社の責務として効率よく仕事を行うための体制整備や労働に対する見解を改めていく必要がある。この法律の成立に伴い、これまでのように、「承認していない時間外労働は全て労働者の自己責任である」ということがまかり通らなくしていくような具体的政策も今後は求められる。

## ■ 今後の中小企業の対応について

過労死等の実態の把握や労働時間の制限、国民への啓蒙など課題は多くあるが、今回の過労死等防止対策推進法により、労働者が労働環境について声を上げやすい環境には近づいた。中小企業はまず労務管理を是正し、労働時間の把握や管理からスタートしなければならない。正しい労働時間の把握や就業規則など現状の労働ルールを整理することで、今後の労働体制の是正の方向性を決めることができる。その上で、長時間労働の是正や労働環境の整備、メンタルヘルスクア体制の導入などを検討し、心身ともに健康に働ける職場づくりを目指していただきたい。(了)